

犬山市災害時協力井戸整備費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、地震等による災害の発生時（以下「災害時」という。）において、市民等（災害の復旧等に係る活動に従事している者を含む。）の生活の用に供する水（飲料水及び調理に使用される水を除く。）を確保するため、災害時協力井戸の整備を行う者に対して交付する犬山市災害時協力井戸整備費補助金（以下「補助金」という。）について、犬山市補助金等交付規則（昭和56年規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害時協力井戸 犬山市災害時協力井戸登録事業実施要綱（令和5年要綱第104号。以下「実施要綱」という。）第4条第2項の登録（以下単に「登録」という。）を受けた井戸及び登録を受ける予定の井戸をいう。
- (2) 整備 設備の修繕その他の災害時協力井戸の機能を維持向上するために通常必要とされる行為をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 既に登録を受けた災害時協力井戸を所有し、又は管理する者
- (2) 所有し、又は管理する災害時協力井戸の登録を受けることを目的として整備を行う者であって、第11条の報告の日までに当該災害時協力井戸の登録を受けるもの。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象としない。

- (1) 犬山市税条例（昭和29年条例第17号）第3条に規定する市

税及び犬山市国民健康保険条例（昭和３６年条例第１９号）第７条に規定する国民健康保険税を滞納している者

- (2) 犬山市暴力団排除条例（平成２４年条例第３４号）第２条第１号に規定する暴力団若しくは同条第２号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

（補助対象経費）

第４条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第６条の申請の日の属する年度内に行う災害時協力井戸の整備（既設の設備の廃棄に係るものを除く。）に要する費用とする。

（補助金の額等）

第５条 補助金の額は、補助対象経費の額に２分の１を乗じて得た額（その額に１００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、５０，０００円を限度とする。

２ 補助金の交付は、一の災害時協力井戸につき１回に限る。

（交付申請）

第６条 補助金の交付を受けようとする者は、犬山市災害時協力井戸整備費補助金交付申請書（様式第１）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 整備に係る明細が記載された見積書の写し
- (2) 災害時協力井戸の現況写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

（交付決定等）

第７条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、犬山市災害時協力井戸整備費補助金交付・不交付決定通知書（様式第２）により当該申請をした者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第８条 前項の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定に係る申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（計画の変更）

第 9 条 交付決定者は、当該交付決定に係る整備の内容を変更しようとするときは、犬山市災害時協力井戸整備費補助金事業計画変更申請書（様式第 3）に、変更の内容が確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（変更決定）

第 10 条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、犬山市災害時協力井戸整備費補助金変更決定通知書（様式第 4）により交付決定者に通知するものとする。

（完了報告）

第 11 条 交付決定者は、災害時協力井戸の整備が完了したときは、犬山市災害時協力井戸整備費補助金事業完了報告書（様式第 5）に次に掲げる書類を添えて、当該整備が完了した日の翌日から起算して 30 日を経過する日又は第 7 条の交付決定の日の属する年度の 2 月末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 整備に係る領収書の写し
- (2) 災害時協力井戸の整備後の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第 12 条 市長は、前条の報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、犬山市災害時協力井戸整備費補助金交付確定通知書（様式第 6）により交付決定者に通知するものとする。

（交付の請求等）

第 13 条 交付決定者は、前条の通知を受けたときは、速やかに犬山市災害時協力井戸整備費補助金交付請求書（様式第 7）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第 14 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交

付した補助金の全部若しくは一部について、期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 第8条の取下げに係る書面の提出があったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(財産の管理及び処分)

第15条 交付決定者は、補助金の交付を受けた災害時協力井戸及びその附属設備（以下「補助対象財産」という。）について、適正に管理するとともに、災害時においては補助金の交付の目的に従って、その効果的な運用を図らなければならない。

2 補助対象財産は、整備をした日から起算して5年間は撤去又は移設をしてはならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

3 交付決定者は、前項に定める期間を経過する前に、処分を制限された補助対象財産を補助金の目的に反して使用し、売却し、又は廃棄しようとするときは、市長に報告し、その承認を受けなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第 1 （第 6 条関係）

犬山市災害時協力井戸整備費補助金交付申請書

年 月 日

犬山市長

申請者 氏 名 _____
住 所 _____
連絡先 _____

犬山市災害時協力井戸整備費補助金の交付を受けたいので、犬山市災害時協力井戸整備費補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 防災井戸の場所 犬山市

2 修繕内容 _____

3 補助対象経費の内訳

総事業費	
補助対象経費	

4 補助金交付申請額 金 _____ 円（100円未満切捨て）

※補助率 1 / 2 限度額 50,000円

5 整備の着手及び完了予定日

年 月 日 ～ 年 月 日

添付書類

- (1) 整備に係る明細が記載された見積書の写し
- (2) 防災井戸の現況写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第 2 （第 7 条関係）

犬山市災害時協力井戸整備費補助金 交付・不交付決定通知書

指令第 号
年 月 日

様

犬山市長

㊟

年 月 日付けで申請のありました犬山市災害時協力井戸整備費補助金については、犬山市災害時協力井戸整備費補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

記

- 1 交付・不交付の別 _____
- 2 補助金交付決定額 金 _____ 円
- 3 不交付の理由 _____
- 4 補助金の交付条件

様式第3（第9条関係）

犬山市災害時協力井戸整備費補助金事業計画申請書

年 月 日

犬山市長

申請者 氏 名 _____
住 所 _____
連絡先 _____

年 月 日付け 指令第 号で補助金の交付決定を受けた災害時協力井戸の整備について、犬山市災害時協力井戸整備費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり変更します。

1 計画の変更

当初計画	変更計画

2 補助対象経費

	変更前	変更後
総事業費		

3 補助金額の変更

当初申請額	金	円
変更後申請額	金	円
差 引 額	金	円

4 計画変更理由 _____

添付書類

- 1 上記の変更内容が確認できる書類

様式第4（第10条関係）

犬山市災害時協力井戸整備費補助金変更決定通知書

指令第 号
年 月 日

様

犬山市長 ㊟

年 月 日付け 指令第 号で通知した事業に対する補助金の交付決定を次のとおり変更したので、犬山市災害時協力井戸整備費補助金交付要綱第11条の規定に基づき通知します。

1 変更後の補助金交付決定額 金 _____ 円

2 補助事業の変更内容

3 条件等

犬山市災害時協力井戸整備費補助金事業完了報告書

年 月 日

犬山市長

報告者 氏 名 _____
住 所 _____
連絡先 _____

年 月 日付け 指令第 号で補助金の交付決定を受けた整備が完了したので、犬山市災害時協力井戸整備費補助金交付要綱第 1 1 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 災害時協力井戸の場所 犬山市
- 2 補助対象経費 _____ 円
- 3 補助金交付決定額 _____ 円
- 4 修繕完了年月日 年 月 日
- 5 添付書類
 - (1) 整備に係る領収書の写し
 - (2) 災害時協力井戸の整備後の写真
 - (3) その他市長が必要と認める書類

様式第 6 (第 1 2 条関係)

犬山市災害時協力井戸整備費補助金交付確定通知書

指令第 号
年 月 日

様

犬山市長 (印)

年 月 日付け 指令第 号で交付の決定をした補助金について、次のとおり補助金の額が確定しましたので、犬山市災害時協力井戸整備費補助金交付要綱第 1 2 条の規定に基づき通知します。

補助金確定額 金 円

様式第 7 （第 1 3 条 関 係）

犬山市災害時協力井戸整備費補助金交付請求書

年 月 日

犬山市長

請求者 氏 名 _____
住 所 _____
連絡先 _____

年 月 日付け 指令第 号で補助金の交付決定を受けた災害時協力井戸の整備について、次のとおり請求します。

1 交付請求額 金 _____ 円

2 振込先

金融機関	銀行 金庫 農協	支店
口座番号		
預金種目	普 通 ・ 当 座	店番
フリガナ 口座名義		